

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第117号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 行財政局財政室長

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部文化市民総務課)